

自動車リサイクル法 解体業者・破砕業者許可申請等の手引き



令和3年3月
大分県 循環社会推進課

目 次

I はじめに	1
II 申請等にあたっての留意事項	1
1 申請先	1
2 申請手数料	2
3 注意事項	2
III 解体業者	3
1 新規許可・更新許可	3
2 許可の基準	5
3 許可後の手続き等	9
4 行為義務	10
5 再資源化基準	12
6 変更届	14
7 廃業等届	16
8 許可の取消し等	16
IV 破碎業者	17
1 新規許可・更新許可・変更許可	17
2 許可の基準	19
3 許可後の手続き等	22
4 行為義務	23
5 再資源化基準	25
6 変更届	27
7 廃業等届	29
8 許可の取消し等	29
V 自動車リサイクルシステム事業者登録手続方法	30
VI 申請・相談窓口	31
VII 許可申請書様式集	32

I はじめに

この手引きは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年7月12日法律第87号)に基づき、大分県内(大分市を除く)で解体業、破碎業の許可を申請しようとする場合の手続方法について記載したものです。

※次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

- 法……………使用済自動車の再資源化等に関する法律
(平成14年7月12日法律第87号)
- 規則……………使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則
(平成14年12月20日経済産業省・環境省令第7号)
- 廃棄物処理法……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年12月25日法律第137号)
- 廃棄物処理法規則……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(昭和46年9月23日厚生省令第35号)

II 申請等にあたっての留意事項

1 申請先

解体業、破碎業を行う場合、大分県知事又は大分市長の許可を受ける必要があります。許可申請書は事業所を管轄する保健所(部)へ提出してください。(各保健所(部)については31Pを参照)

※新規許可申請の場合、申請前に必ず管轄する保健所(部)へ事前相談を行ってください(要予約)。

なお、破碎業の新規許可申請(法人成り、法人合併等による事業場の新設を伴わない新規許可申請は除く)、事業場(保管施設は除く)の移転、追加を伴う変更届、事業の範囲の変更許可申請(破碎前処理から破碎への変更)の場合、事前協議及び住民説明会の開催が必要です。詳しくは管轄の保健所(部)へお問い合わせ下さい。

※事業所が複数ある場合は主たる事業所に他の事業所分もまとめて記載して申請してください。

事業所の場所と申請先(複数ある場合)

事業所の場所	申請先
大分市内にのみある場合	大分市
大分市内とその他の市町村にある場合	大分市内分→大分市 それ以外→大分県 (大分市以外の事業所を管轄するいずれかの保健所(部))
大分市以外の市町村にのみある場合	大分県 (大分市以外の事業所を管轄するいずれかの保健所(部))

※大分市内で解体業、破碎業を行う場合は下記にお問い合わせください。

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市環境部廃棄物対策課
電話:097-537-7953 FAX:097-534-6252

2 申請手数料

申請の種類	解体業	破砕業
新規許可	78,000 円	84,000 円
更新許可	70,000 円	77,000 円
変更許可	—	75,000 円

・申請内容に変更が生じたとき、解体業、破砕業を廃業等する時は、変更・廃業後 30 日以内に届出が必要です。
(変更・廃業等に係る届出手数料は無料です)

3 注意事項

(1) 解体業

使用済自動車から部品を取り外す行為は解体行為にあたり、解体業の許可が必要です。

次の作業は解体行為に当たりますが、これ以外の作業も解体行為に当たる場合があります。詳しくは各保健所(部)へお問い合わせ下さい。

- ①ハーフカット ②ノーズカット ③ルーフカット ④テールカット ⑤エンジンの取り外し
- ⑥車軸の取り外し ⑦サスペンションの取り外し

次の付属品等を取り外す行為は、解体行為に当たりません。

- ①カーナビ ②カーステレオ ③カーラジオ ④車内定着式テレビ ⑤ETC車載器 ⑥時計
- ⑦サンバイザー ⑧サイドバイザー ⑨ブラインド(カーテン、カーテンレールを含む。) ⑩泥除け
- ⑪消火器 ⑫運賃メーター ⑬防犯灯 ⑭防犯警報装置 ⑮防犯ガラス(プラスチック製のものを含む。)
- ⑯タコグラフ(運行記録計) ⑰自重計 ⑱運賃料金箱(両替機を含む。)

次の品目については、コンテナ輸送に伴う積載効率の観点からやむを得ず一時的に取り外し、これらを取り外された車両と同一のコンテナに積載する場合に限り、その取り外しは解体行為に当たりません。

- ①タイヤ ②ミラー ③バンパー ④ボンネット ⑤リアハッチ・トランクリッド
- ⑥ランプ類(ヘッドランプ、テールランプ、ストップランプ等)

(2) 破砕業

破砕業は「破砕前処理」、「破砕処理」、「破砕前処理および破砕処理」の 3 種類ありますが、これら事業の範囲を変更する場合は変更許可申請が必要です。変更許可の申請書に手数料を付して申請して下さい。

破砕施設の 1 日当たりの処理能力により、廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な場合があります。あらかじめ、管轄の保健所(部)にご相談ください。

Ⅲ 解体業者

1 新規許可・更新許可

(1) 必要書類（法第 61 条、規則第 55 条）

※新規の場合は正本・副本各 1 部、更新の場合は正本 1 部を提出してください。副本は複写で構いません。

種類		提出書類
申請書		・解体業許可（許可の更新）申請書（様式第五）
申請者に関する書類等	個人	・住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
	法人	・法人の登記事項証明書 ・定款又は寄付行為 ・役員 ^(※1) の住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・役員 ^(※1) の精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
株主又は出資者・政令で定める使用者 ^(※2) に関する書類等	個人	・住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
	法人	・法人の登記事項証明書
法定代理人（申請者が未成年者である場合）に関する書類等	個人	・住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
	法人	・法人の登記事項証明書 ・定款又は寄付行為 ・役員 ^(※1) の住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・役員 ^(※1) の精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
誓約書		・申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号イから又までに該当しない者であることを誓約する書面（37 P を参照）
解体業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面等 ※事業所以外の積替え又は保管の場所を含む		・平面図、立面図、断面図、構造図 ・設計計算書（油水分離槽の処理能力） ・付近の見取り図
施設の所有権（又は使用権原）の証明書		・土地登記簿、賃借契約書、車検証 等 ^(※3)
事業計画書・収支見積書		・事業計画書及び収支見積書（様式 1）
標準作業書		

※各種証明書はいずれも発行から3ヶ月以内のもの

※住民票の写しは個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

(※1) 役員・・・業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(※2) 株主・・・発行済株式総数の100の5以上を占める者
出資者・・・総出資額の100の5以上を占める者
使用人・・・本支店の代表者や契約締結権限のある者

(※3) 使用済自動車等を自社車両で運搬する場合は当該車両、ニブラ等で解体する場合は重機等の所有権(又は使用権原)の証明書が必要(廃棄物処理法規則第9条の2第1項第4号、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について(平成5年3月31日付け衛産第36号通知)問35」)

(2) 添付書類を省略できる場合

ア 新規許可申請の場合 (規則第55条第2項)

以下の書類は先行許可証の提出があった場合に限り省略することができる場合があります。詳しくは各保健所(部)へお問い合わせ下さい。

省略できる書類	対象者
住民票の写し ※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの	・個人事業者 ・法人の代表者、役員、株主又は出資者
精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書	・政令で定める使用人 ・法定代理人(個人)
法人の登記事項証明書	・法人の株主又は出資者

【省略できる先行許可証の要件】 ※以下の全ての要件を満たすこと

- ・解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可証であること
- ・先行許可証中、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」の記載が「無」となっているもの
- ・許可後5年以内のもの(現在有効であるもの)
- ・令和元年12月14日以前に得た先行許可証を提出する場合は、精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書を提出すること

イ 更新許可申請の場合 (規則第55条第3項)

「解体業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面等」と「施設の所有権(又は使用権原)の証明書」については、内容に変更がない場合省略することができます。

(3) 許可期間等 (法第60条第2項)

許可期間は5年です。更新する場合、有効期間満了日の2ヶ月前を目安に申請してください。

2 許可の基準

(1) 施設に係る基準（規則第 57 条第 1 号）

ア 引き取った使用済自動車(解体自動車)を解体するまでの間保管するための施設

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所(以下「解体作業場」という。)以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあつては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】

・使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

(注) 自動車リサイクル法においては、解体業者から別の解体業者に使用済自動車を引き渡すことが可能とされている。この際、初めの解体業者において解体を行った時点で残る物は法の定義上「解体自動車」となることから、2 番目の解体業者は、「解体自動車」を引き取ることとなる。

ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあつては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

・老朽化した使用済自動車や事故にあった使用済自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油・廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書(後述。「解体業許可申請者の能力に係る基準」参照。)で明らかにされていない場合には、廃油・廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造を定めるものである。

イ 使用済自動車等を解体するための施設

(ア) 燃料採取場所(解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合)

ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油(自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。)を回収する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置(以下「ためます等」という。)及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行うことが必要である。
- ・燃料の抜き取り作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく屋外で行う場合もある。
- ・燃料の抜き取りにあつては、燃料をこぼすことがないよう作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料抜き取り場所の構造を定めるものである。

(イ) 解体作業場

ニ 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

- (1) 使用済自動車から廃油(自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

【趣旨】

- ・解体の工程での使用済自動車からの廃油・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミ

ッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取ることが必要である。

- ・その際に、廃油、廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造を定めるものである。

(ウ) 取り外した部品を保管するための設備

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

【趣旨】

- ・廃油が付着した部品から廃油・廃液が漏出し、降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

ウ 解体自動車(解体した後に残る廃車ガラ)を保管するための施設

【再掲】

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所(以下「解体作業場」という。)以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあつては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】

- ・解体した後の解体自動車の保管場所についても、解体する前の使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

(2) 解体業許可申請者の能力に係る基準（規則第 57 条第 2 号）

- イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
 - (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
 - (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等(：鉛蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯)の回収の方法を含む。)
 - (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)
 - (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法
 - (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
 - (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
 - (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
 - (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・業許可申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、解体業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

- ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

(3) 申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌのいずれにも該当しないこと（法第 62 条第 1 項）

詳しくは 37P を参照。

3 許可後の手続き等

(1) 標識の掲示（法第 65 条）

解体業者であることを示す標識を事業所ごとに掲げなければなりません。

- ・公衆の見やすい場所(室内でも可)に掲げる。
- ・大きさは縦、横それぞれ 20cm 以上とする。
- ・標識には氏名又は名称、許可番号を記載する。
- ・複数の業、登録番号、許可番号を 1 つにまとめてもよい。
- ・許可証を掲示してもよい。

[標識の記載例]

〇〇自動車解体(株) 〇〇事業所	
引取業者登録番号	20441000000
フロン類回収業者登録番号 回収するフロン類の種類	20442000000 CFC・HFC
解体業許可番号	20443000000
破砕業許可番号 事業の範囲	20444000000 破砕前処理(圧縮及びせん断)

(2) 掲示板の設置（廃棄物処理法規則第 8 条第 1 項）

使用済・解体自動車保管場所には掲示板を設置しなければなりません。

- ・事業場外部から見やすい箇所に設置する。
- ・大きさは、縦・横それぞれ 60cm 以上とする。
- ・掲示板の記載事項は、以下の記載例のとおりとする。

[掲示板の記載例]

使用済自動車・解体自動車の保管場所	
管理者の氏名又は名称 及び連絡先	〇〇自動車解体(株)〇〇工場 〇〇課 〇〇 〇〇 電話 097-000-0000
積み上げ高さ	最大 〇〇m
保管量の上限	使用済自動車最大 〇〇台 ・ 解体自動車最大 〇〇台

- ・文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。
- ・文字は読みやすく鮮明であること。
- ・雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。

(3) 事業者の公開

許可後解体業者として以下の内容を県のホームページ上で公開します。

- ・許可番号、許可(更新)年月日、有効期限満了日
- ・氏名又は名称、法人の場合は代表者の氏名、住所
- ・事業所の名称、所在地、電話番号

県の自動車リサイクル法のページ [【http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/car-recycle.html】](http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/car-recycle.html)

(4) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施

電子マニフェスト制度による使用済自動車等の移動報告を行うために、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。県から許可証の交付を受けた後速やかに行ってください。

自動車リサイクルシステム 事業者登録について [【http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html】](http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html)

4 行為義務

(1) 使用済自動車の引取義務（法第15条）

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなければなりません。

<正当な理由>

- ・ 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
例: 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合
- ・ 使用済自動車に異物が混入している場合
例: 他のゴミが詰められている場合
- ・ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
例: 大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合
- ・ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
例: ・使用済自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行(地域性についても考慮したもの)と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意(条件交渉)なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合
・普通乗用車しか引き取らない解体業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合
- ・ 使用済自動車の引取りが法令(自動車リサイクル法も含む)の規定又は公の秩序若しくは善良の俗に反するものである場合
例: 盗難車と分かっているの引取り など

(2) 再資源化実施義務（法第 16 条第 1 項、第 2 項）

解体業者は使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して再利用できる状態にすることその他使用済自動車の再資源化を行わなければなりません。また、再資源化を行う時は「解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準」に従わなければなりません。詳しくは「5 再資源化基準」を参照して下さい。

(3) 指定回収物品の回収（法第 16 条第 3 項）

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、エアバッグ類についての回収責任があります。また、回収したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡さなければなりません。その際に自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければなりません。

指定回収物品の例：運転席・助手席エアバッグ、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ、シートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分

(4) 破砕業者等への引渡義務（法第 16 条第 4 項、第 5 項）

引き取った使用済自動車の解体を行った時は、他の解体業者又は破砕業者に引き渡さなければなりません。

また、解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラク輸出業者）へ引き渡すことも可能ですが、その場合には引き渡しの実事を証する書面を 5 年間保存しなければなりません。

なお、破砕業者にも引取義務がありますが、鉛蓄電池・リチウムイオン電池・ニッケル水素電池・タイヤの取外しがしていないなど正当な理由がある場合には引取を拒否される場合があります。

(5) 解体を行わない場合の引渡義務（法第 16 条第 6 項）

解体業者はその引き取った使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに他の解体業者に引き渡さなければなりません。

(6) 引取・引渡報告（法第 81 条第 7 項～第 9 項）

解体業者は下記に示す行為を行った時は、3 日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなければなりません。

- ・引取業者、フロン類回収業者、解体業者から使用済自動車を引き取ったとき
- ・解体業者、破砕業者、解体自動車全部利用者へ使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき
- ・自動車製造業者等又は指定再資源化機関へエアバッグ類を引き渡したとき

(7) 廃棄物処理法の特例（法第 122 条第 8 項）

使用済自動車又は解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

5 再資源化基準

解体業者は使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して再利用できる状態にすることその他使用済自動車の再資源化を行わなければなりません。また、再資源化を行う時は「解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準」に従わなければなりません。(法第 16 条第 1 項、第 2 項)

(1) 保管の方法について (規則第 9 条第 1 項)

一 部品、材料その他の有用なものを回収することができる認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

・使用済自動車を野積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生ずることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

【使用済自動車・圧縮していない解体自動車の保管基準】

(廃棄物処理法規則第 1 条の 6 第 3 号、第 4 号)

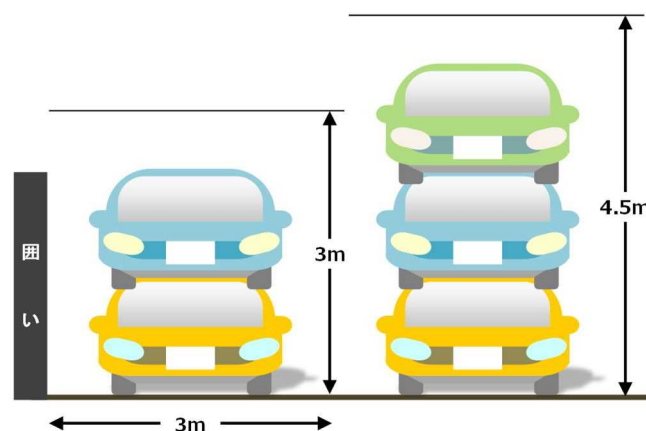
使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、野外において保管する場合は、以下によること。

保管の高さ

- ・囲いから保管場所の側に 3m 以内の部分 : 高さ 3m まで
- ・囲いから保管場所の側に 3m を超える部分 : 高さ 4.5m まで
- ・格納するための施設(構造体力上安全なものに限る)に保管する場合 : 使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずる恐れのない高さ

保管の上限

- ・上記の高さを超えない限りにおいて保管することができる数量

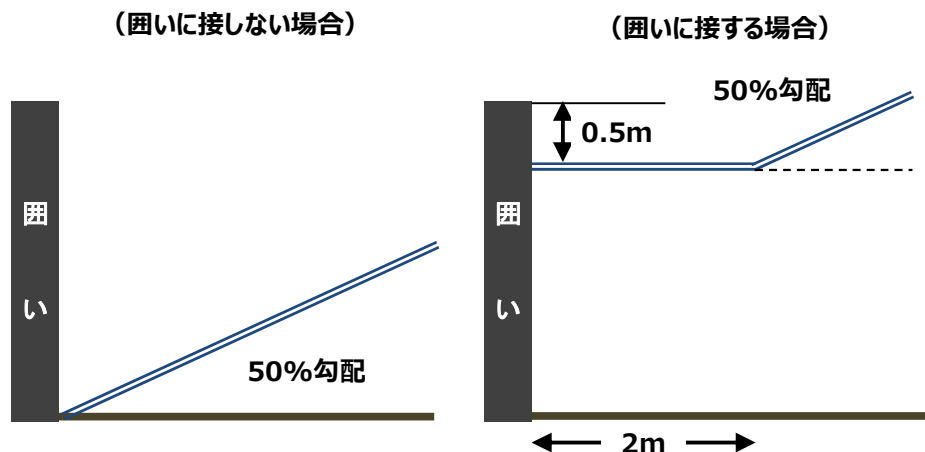


【圧縮後の解体自動車の保管基準】 (廃棄物処理法規則第 1 条の 6 第 3 号第 1 号、第 2 号)

重機により簡易プレスされた解体自動車、ソフトプレス(1 軸圧縮)、Aプレス(3 方締圧縮)、サイコロプレス

など、圧縮されたものである場合には、一般的な産業廃棄物の保管基準に従い保管する必要がある。

- ・廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下とすること。
- ・廃棄物が囲いに接している場合(直接負荷部分がある壁)は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50cm 以下の線とし、2m 以内の内側は勾配 50%以下とすること。



圧縮していない解体自動車と、圧縮した解体自動車とは保管基準が異なるので、これらは分けて保管する必要があるが、保管場所が十分でない場合等においては、圧縮していない解体自動車は搬入後直ちに圧縮し、圧縮した解体自動車の保管場所に保管するなどの対応を行うこと。

(2) 解体の方法について (規則第9条第2項～第4項)

二 使用済自動車から鉛蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯(以下「鉛蓄電池等」という。)を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

【趣旨】

- ・有用な資源の回収、解体工程以降における円滑な再資源化を促進しようとするものである。

三 技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの(鉛蓄電池等を除く。)を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

四 前二号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間(当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあっては、当該引渡しを行うまでの間)、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・有用な部品、材料等の再資源化を推進しようとするものである。

6 変更届

次の事項に変更が生じた場合当該日から30日以内に変更届出書を提出しなければなりません。(法第63条第1項)

解体業変更届出書(様式第七)、誓約書^(※1)のほか、下表の変更内容ごとに右欄に掲げる書類を提出して下さい。(規則第58条) ※書類は正本1部を提出してください。

変更内容		提出書類
申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名	個人	①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書 又は登記されていないことの証明書
	法人	①定款又は寄付行為 ②法人の登記事項証明書
事業所の名称及び所在地 ※事業所の追加、減少も含む		①解体業を行おうとする事業所の構造を明らかにする 図面等
解体業に供する施設		②施設の所有権(又は使用権原)の証明書 ※変更がない部分は不要
役員 ^(※2) の氏名及び住所 ※業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者		①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書 又は登記されていないことの証明書 ※①、②は新任の役員についてのみ ③法人の登記事項証明書
政令で定める使用人 ^(※3) の氏名及び住所		①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書 又は登記されていないことの証明書
法定代理人(事業者が未成年者である場合)の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名	個人	①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書 又は登記されていないことの証明書
	法人	①定款又は寄付行為 ②法人の登記事項証明書
法定代理人(事業者が未成年者である場合)の役員の氏名及び住所		①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書 又は登記されていないことの証明書 ③法人の登記事項証明書

変更内容		提出書類
株主又は出資者 ^(※3) の 氏名又は名称及び住所	個人	①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書 又は登記されていないことの証明書 ③株式数又は出資額を記載した書類
	法人	①法人の登記事項証明書 ②株式数又は出資額を記載した書類
標準作業書		変更後の標準作業書
他の解体業又は破砕業の許可番号		当該許可証のコピー
産業廃棄物処理業の許可番号		

※各種証明書はいずれも発行から3ヶ月以内のもの

※住民票の写しは個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

- (※1) 申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面
(37Pを参照)
- (※2) 役員……業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問
その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社
員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認め
られる者を含む。
- (※3) 株主……発行済株式総数の100の5以上を占める者
出資者…総出資額の100の5以上を占める者
使用人…本支店の代表者や契約締結権限のある者

7 廃業等届

解体業を廃業等したときは当該日から 30 日以内に廃業等届出書を提出しなければいけません。(法第 64 条)

下記に示す表の廃業理由ごとに、該当する提出者が管轄の保健所(部)へ**解体業廃業等届出書**を提出してください。また、廃業等届提出時に**許可証の返納**も行ってください。

※書類は正本 1 部を提出してください。

廃業理由	提出者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合	その清算人
許可に係る解体業を廃止した場合	解体業者であった個人又は法人を代表する役員

8 許可の取消し等

解体業者が次の事項に該当するとき、その許可を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。(法第 66 条)

- ・自動車リサイクル法若しくは自動車リサイクル法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(違反行為)をしたとき
- ・他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき
- ・不正の手段によって解体業の許可(更新)を受けたとき
- ・事業の用に供する施設又は解体業者の能力が基準に適合しなくなったとき
※基準は「2 許可の基準」を参照
- ・申請者が法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれかに該当したとき(欠格要件に該当したとき)

IV 破砕業者

1 新規許可・更新許可・変更許可

(1) 必要書類（法第 68 条、法第 70 条、規則第 60 条）

※書類は正本・副本各 1 部を提出してください。副本は複写で構いません。

種類		提出書類
申請書	新規・更新許可	・破砕業許可（許可の更新）申請書（様式第八）
	変更許可	・破砕業の事業の範囲の変更許可申請書（様式第十）
申請者に関する書類等	個人	・住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
	法人	・法人の登記事項証明書 ・定款又は寄付行為 ・役員（※1）の住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・役員（※1）の精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
株主又は出資者・政令で定める使用人（※2）に関する書類等	個人	・住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
	法人	・法人の登記事項証明書
法定代理人（申請者が未成年者である場合）に関する書類等	個人	・住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
	法人	・法人の登記事項証明書 ・定款又は寄付行為 ・役員（※1）の住民票の写し（本籍地（外国人は国籍等）の記載のあるもの） ・役員（※1）の精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
誓約書		・申請者が法第 69 条第 1 項第 2 号に適合する（法第 62 条第 1 項第 2 号に該当しない）ことを誓約する書面（45P を参照）
破砕業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面等 ※破砕機、事業所以外の積替え又は保管の場所を含む		・平面図、立面図、断面図、構造図 ・設計計算書（油水分離槽、破砕機の処理能力） ・付近の見取り図
施設の所有権（又は使用権原）の証明書		・土地登記簿、賃借契約書、車検証 等（※3）
事業計画書・収支見積書		・事業計画書及び収支見積書（様式 1）

標準作業書	
住民説明会開催報告書	※詳しくは各保健所(部)へ問い合わせして下さい

※各種証明書はいずれも発行から3ヶ月以内のもの

※住民票の写しは個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

- (※1) 役員・・・業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- (※2) 株主・・・発行済株式総数の100の5以上を占める者
出資者・・・総出資額の100の5以上を占める者
使用人・・・本支店の代表者や契約締結権限のある者
- (※3) 解体自動車等を自社車両で運搬する場合は当該車両、圧縮・せん断施設の所有権(又は使用権原)の証明書が必要(廃棄物処理法規則第9条の2第1項第4号、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について(平成5年3月31日付け衛産第36号通知)問35」)

(2) 添付書類を省略できる場合

ア 新規許可申請の場合 (規則第60条第2項)

以下の書類は先行許可証の提出があった場合に限り省略することができる場合があります。詳しくは各保健所(部)へお問い合わせ下さい。

省略できる書類	対象者
住民票の写し ※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの	・個人事業者 ・法人の代表者、役員、株主又は出資者
精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書	・政令で定める使用人 ・法定代理人(個人)
法人の登記事項証明書	・法人の株主又は出資者

【省略できる先行許可証の要件】 ※以下の全ての要件を満たすこと

- ・解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可証であること
- ・先行許可証中、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」の記載が「無」となっているもの
- ・許可後5年以内のもの(現在有効であるもの)
- ・令和元年12月14日以前に得た先行許可証を提出する場合は、精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書を提出すること

イ 更新許可申請の場合 (規則第60条第3項)

「破砕業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面等」と「施設の所有権(又は使用権原)の証明書」については、内容に変更がない場合省略することができます。

(3) 許可期間等（法第 67 条第 2 項）

許可期間は 5 年です。更新する場合、有効期間満了日の 2 ヶ月前を目安に申請してください。

2 許可の基準

(1) 施設に係る基準（規則第 62 条第 1 号）

ア 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

・解体自動車（廃車ガラ）の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

イ 解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設

(ア) 破砕前処理施設

ロ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

【趣旨】

・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

(イ) 破砕施設

ハ 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、次のとおりであること。

- (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設である場合にあつては、廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

【趣旨】

・解体自動車の破砕を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破砕を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

ウ 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)の保管施設

ニ 解体自動車の破碎を行う場合にあつては、自動車破碎残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝((3)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

- ・自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)の保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)の飛散・流出を防止するため、自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)の保管場所の構造を定めるものである。

エ 圧縮(プレス)又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設

【再掲】

- イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・(圧縮(プレス)又はせん断した後の)解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

(2) 破砕業許可申請者の能力に係る基準（規則第 62 条第 2 号）

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

・業許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、破砕（破砕前処理を業として行う場合には圧縮（プレス）又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破砕業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

(3) 申請者が法第 69 条第 1 項第 2 号に適合する（法第 62 条第 1 項第 2 号に該当しない）こと（法第 62 条第 1 項）

詳しくは 45P を参照。

3 許可後の手続き等

(1) 標識の掲示（法第 72 条（法第 65 条準用））

破砕業者であることを示す標識を事業所ごとに掲げなければなりません。

- ・公衆の見やすい場所（室内でも可）に掲げる。
- ・大きさは縦、横それぞれ 20cm 以上とする。
- ・標識には氏名又は名称、許可番号を記載する。
- ・複数の業、登録番号、許可番号を 1 つにまとめてもよい。
- ・許可証を掲示してもよい。

[標識の記載例]

〇〇自動車解体(株) 〇〇事業所	
引取業者登録番号	20441000000
フロン類回収業者登録番号 回収するフロン類の種類	20442000000 CFC・HFC
解体業許可番号	20443000000
破砕業許可番号 事業の範囲	20444000000 破砕前処理(圧縮及びせん断)

(2) 掲示板の設置（廃棄物処理法規則第 8 条第 1 項）

解体自動車保管場所には掲示板を設置しなければなりません。

- ・事業場外部から見やすい箇所に設置する。
- ・大きさは、縦・横それぞれ 60cm 以上とする。
- ・掲示板の記載事項は、以下の記載例のとおりとする。

[掲示板の記載例]

解体自動車の保管場所	
管理者の氏名又は名称 及び連絡先	〇〇自動車解体(株)〇〇工場 〇〇課 〇〇 〇〇 電話 097-000-0000
積み上げ高さ	最大 〇〇m
保管量の上限	最大 〇〇台

- ・文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。
- ・文字は読みやすく鮮明であること。
- ・雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。

(3) 事業者の公開

許可後破砕業者として以下の内容を県のホームページ上で公開します。

- ・許可番号、許可年月日、有効期限満了日
- ・氏名又は名称、法人の場合は代表者の氏名、住所
- ・事業所の名称、所在地、電話番号

県の自動車リサイクル法のページ [【http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/car-recycle.html】](http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/car-recycle.html)

(4) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施

電子マニフェスト制度による使用済自動車等の移動報告を行うために、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。県から許可証の交付を受けた後速やかに行ってください。

自動車リサイクルシステム 事業者登録について [【http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html】](http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html)

4 行為義務

(1) 解体自動車の引取義務（法第 17 条、法第 18 条第 3 項）

解体業者又は破砕前処理工程のみを行う破砕業者から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取らなければなりません。

<正当な理由>

- ・ 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合
例: 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合
- ・ 解体自動車の異物が混入している場合
例: 他のゴミが詰められている場合
- ・ 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合
例: 大量一括持ち込みの要請など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合
- ・ 解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
例: ・解体自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行(地域性についても考慮したもの)と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意(条件交渉)なく一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合
- ・ 解体自動車の引取りが法令(自動車リサイクル法も含む)の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
例: 解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池等を取り外していない場合 など

(2) 再資源化実施義務(破砕前処理)（法第 18 条第 1 項）

破砕業者が解体自動車の破砕前処理を行うときは、「破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準」に従わなければなりません。詳しくは「5 再資源化基準」を参照して下さい。

(3) 破砕業者等への引渡義務(破砕前処理) (法第 18 条第 2 項、第 8 項)

引き取った解体自動車の破砕前処理を行った時は、自らその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者(破砕前処理のみを業として行う者を除く)に引き渡さなければなりません。

また、解体自動車全部利用者(電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラクタ輸出業者)へ引き渡すことも可能ですが、その場合には引き渡しの実事を証する書面を 5 年間保存しなければなりません。

(4) 再資源化実施義務(破砕) (法第 18 条第 4 項、第 5 項)

破砕業者が解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他解体自動車の再資源化を行わなければなりません。また、再資源化を行う時は「破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準」に従わなければなりません。詳しくは「5 再資源化基準」を参照して下さい。

(5) 自動車製造業者等への引渡義務(破砕) (法第 18 条第 6 項)

引き取った解体自動車の破砕を行った時は、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト/ASR)を自動車製造業者等に引き渡さなければなりません。その際に自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければなりません。

(6) 破砕を行わない場合の引渡義務 (法第 16 条第 7 項)

破砕業者はその引き取った解体自動車の破砕及び破砕前処理を自ら行わないときは、速やかに他の破砕業者に引き渡さなければなりません。

(7) 引取・引渡報告 (法第 81 条第 10 項～第 12 項)

破砕業者は下記に示す行為を行った時は、3 日以内に情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター)に引取・引渡実施報告を行わなければなりません。

- ・解体業者、破砕前処理のみを行う破砕業者から解体自動車を引き取ったとき
- ・破砕業者、解体自動車全部利用者へ解体自動車を引き渡したとき
- ・自動車製造業者等又は指定再資源化機関へ自動車破砕残さ(シュレッダーダスト/ASR)を引き渡したとき

(8) 廃棄物処理法の特例 (法第 122 条第 9 項)

解体自動車を自ら破砕・破砕前処理・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

5 再資源化基準

破砕業者が解体自動車の破砕前処理を行うときは、「破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準」に従わなければなりません。（法第 18 条第 1 項）

破砕業者が解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他解体自動車の再資源化を行わなければなりません。また、再資源化を行う時は「破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準」に従わなければなりません。（法第 18 条第 4 項、第 5 項）

(1) 破砕前処理に関する基準（規則第 14 条）

法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

【趣旨】

・圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉・転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。

(2) 破砕に関する基準（規則第 16 条）

法第十八条第五項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- 二 自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

【趣旨】

・有用な金属及び自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の再資源化を促進しようとするものである。
※使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用される。

【使用済自動車・圧縮していない解体自動車の保管基準】

（廃棄物処理法規則第 1 条の 6 第 3 号、第 4 号）

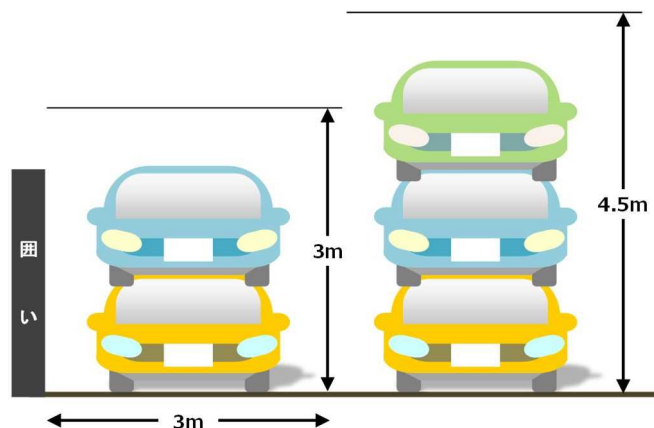
使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、野外において保管する場合は、以下によること。

保管の高さ

- ・囲いから保管場所の側に 3m 以内の部分 : 高さ 3m まで
- ・囲いから保管場所の側に 3m を超える部分 : 高さ 4.5m まで
- ・格納するための施設（構造体力上安全なものに限る）に保管する場合 : 使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずる恐れのない高さ

保管の上限

- ・上記の高さを超えない限りにおいて保管することができる数量

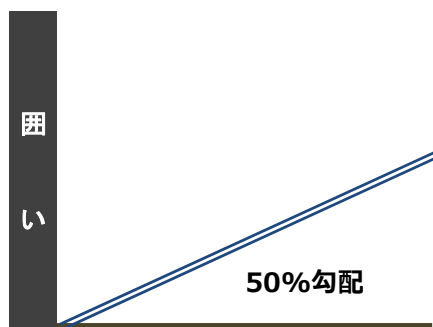


【圧縮後の解体自動車の保管基準】（廃棄物処理法規則第1条の6第1号、第2号）

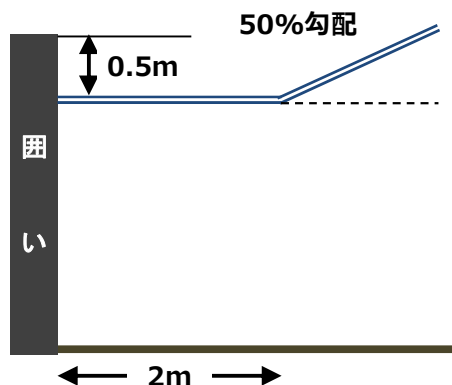
重機により簡易プレスされた解体自動車、ソフトプレス(1軸圧縮)、Aプレス(3方締圧縮)、サイコロプレスなど、圧縮されたものである場合には、一般的な産業廃棄物の保管基準に従い保管する必要がある。

- ・廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下とすること。
- ・廃棄物が囲いに接している場合(直接負荷部分がある壁)は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50cm 以下の線とし、2m 以内の内側は勾配 50%以下とすること。

(囲いに接しない場合)



(囲いに接する場合)



圧縮していない解体自動車と、圧縮した解体自動車とは保管基準が異なるので、これらは分けて保管する必要があるが、保管場所が十分でない場合等においては、圧縮していない解体自動車は搬入後直ちに圧縮し、圧縮した解体自動車の保管場所に保管するなどの対応を行うこと。

6 変更届

次の事項に変更が生じた場合当該日から30日以内に変更届出書を提出しなければなりません。(法第71条第1項)

破砕業変更届出書(様式第十一)、誓約書^(※1)のほか、下表の変更内容ごとに右欄に掲げる書類を提出して下さい。(規則第64条) ※書類は正本・副本各1部を提出してください。副本は複写で構いません。

変更内容		提出書類
申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名	個人	①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
	法人	①定款又は寄付行為 ②法人の登記事項証明書
事業所の名称及び所在地 ※事業所の追加、減少も含む		①破砕業を行おうとする事業所の構造を明らかにする図面等
破砕業に供する施設		②施設の所有権(又は使用権原)の証明書 ※変更がない部分は不要
役員 ^(※2) の氏名及び住所 ※業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者		①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書 ※①、②は新任の役員についてのみ ③法人の登記事項証明書
政令で定める使用人 ^(※3) の氏名及び住所		①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
法定代理人(事業者が未成年者である場合)の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名	個人	①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書
	法人	①定款又は寄付行為 ②法人の登記事項証明書
法定代理人(事業者が未成年者である場合)の役員の氏名及び住所		①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書 ③法人の登記事項証明書

変更内容		提出書類
株主又は出資者 ^(※3) の 氏名又は名称及び住所	個人	①住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ②成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ②精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書 ③株式数又は出資額を記載した書類
	法人	①法人の登記事項証明書 ②株式数又は出資額を記載した書類
標準作業書		変更後の標準作業書
他の解体業又は破砕業の許可番号		当該許可証のコピー
産業廃棄物処理業の許可番号		

※各種証明書はいずれも発行から3ヶ月以内のもの

※住民票の写しは個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

- (※1)申請者が法第69条第1項第2号に適合する(法第62条第1項第2号に該当しない)ことを誓約する書面(45Pを参照)
- (※2) 役員……業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- (※3) 株主……発行済株式総数の100の5以上を占める者
出資者…総出資額の100の5以上を占める者
使用人…本支店の代表者や契約締結権限のある者

7 廃業等届

破砕業を廃業等したときは当該日から 30 日以内に廃業等届出書を提出しなければいけません。(法第 72 条(法第 64 条準用))

下記に示す表の廃業理由ごとに該当する提出者が、管轄の保健所(部)へ**破砕業廃業等届出書**を提出してください。また、廃業等届提出時に**許可証の返納**も行ってください。

※書類は正本・副本各 1 部を提出してください。副本は複写で構いません。

廃業理由	提出者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合	その清算人
許可に係る破砕業を廃止した場合	破砕業者であった個人又は法人を代表する役員

8 許可の取消し等

破砕業者が次の事項に該当するとき、その許可を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。(法第 72 条(法第 66 条準用))

- ・自動車リサイクル法若しくは自動車リサイクル法に基づく命令若しくは処分違反する行為(違反行為)をしたとき
- ・他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき
- ・不正の手段によって破砕業の許可(更新)を受けたとき
- ・事業の用に供する施設又は破砕業者の能力が基準に適合しなくなったとき
※基準は「2 許可の基準」を参照
- ・申請者が法第 69 条第 1 項第 2 号に適合しなくなったとき(欠格要件に該当したとき)

自動車リサイクルシステム 事業者登録手続き書類の取得方法

- ①自動車リサイクルシステム【<http://www.jars.gr.jp/>】にアクセスする。
- ②各種申請書様式をクリックする。

The screenshot shows the homepage of the JARS (自動車リサイクルシステム) website. At the top, there is a navigation bar with links for 'TOP', '事業者の方', '自動車ユーザーの方', '義務者の方', '重要情報/トピックス', 'このサイトについて', and 'よくあるご質問'. The main content area features a large heading: '未来のために、環境のために。みんなで築こうリサイクル社会。' (For the future, for the environment. Let's build a recycling society together.) Below this, there are three columns: '事業者の方' (Business Owners), '自動車ユーザーの方' (Vehicle Users), and '義務者の方' (Obligees). The '事業者の方' column lists various services like '01.引取業者' (Removal operators) and '02.フロン類回収業者' (CFC recovery operators). The 'よくあるご質問' (FAQ) section is highlighted with a red box, and a red arrow points from the '各種申請書式' (Various Application Forms) link in this section to the third step of the instructions.

- ③それぞれの業の登録をクリックして手続きに必要な書類をダウンロードする。
※廃業や事業所の閉鎖の場合は自動車リサイクルシステムへ電話連絡する。(連絡後手続きに応じた書類を送付される)

【問合せ先】

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター
 電話番号 : 050-3786-8822
 受付時間 : 9:00~18:00(土日祝日・年末年始等を除く)

VI 申請・相談窓口

解体業、破碎業の各種申請は主たる事業所がある区域を管轄する各保健所(部)で行ってください。
相談、お問い合わせは各保健所(部)又は循環社会推進課までお願いします。

窓口	所在地・電話番号	管轄区域
東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1 TEL 0977-67-2511	別府市 杵築市 日出町
東部保健所国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1 TEL 0978-72-1127	国東市 姫島村
中部保健所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎 72-34 TEL 0972-62-9171	臼杵市 津久見市
中部保健所由布保健部	〒879-5421 由布市庄内町柿原 337-2 TEL 097-582-0660	由布市
南部保健所	〒876-0844 佐伯市向島 1-4-1 TEL 0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 934-2 TEL 0974-22-0162	竹田市 豊後大野市
西部保健所	〒877-0025 日田市田島 2-2-5 TEL 0973-23-3133	日田市 九重町 玖珠町
北部保健所	〒871-0024 中津市中央町 1-10-42 TEL 0979-22-2210	中津市 宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	〒879-0621 豊後高田市是永町 39 TEL 0978-22-3165	豊後高田市
循環社会推進課	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 TEL 097-506-3129	

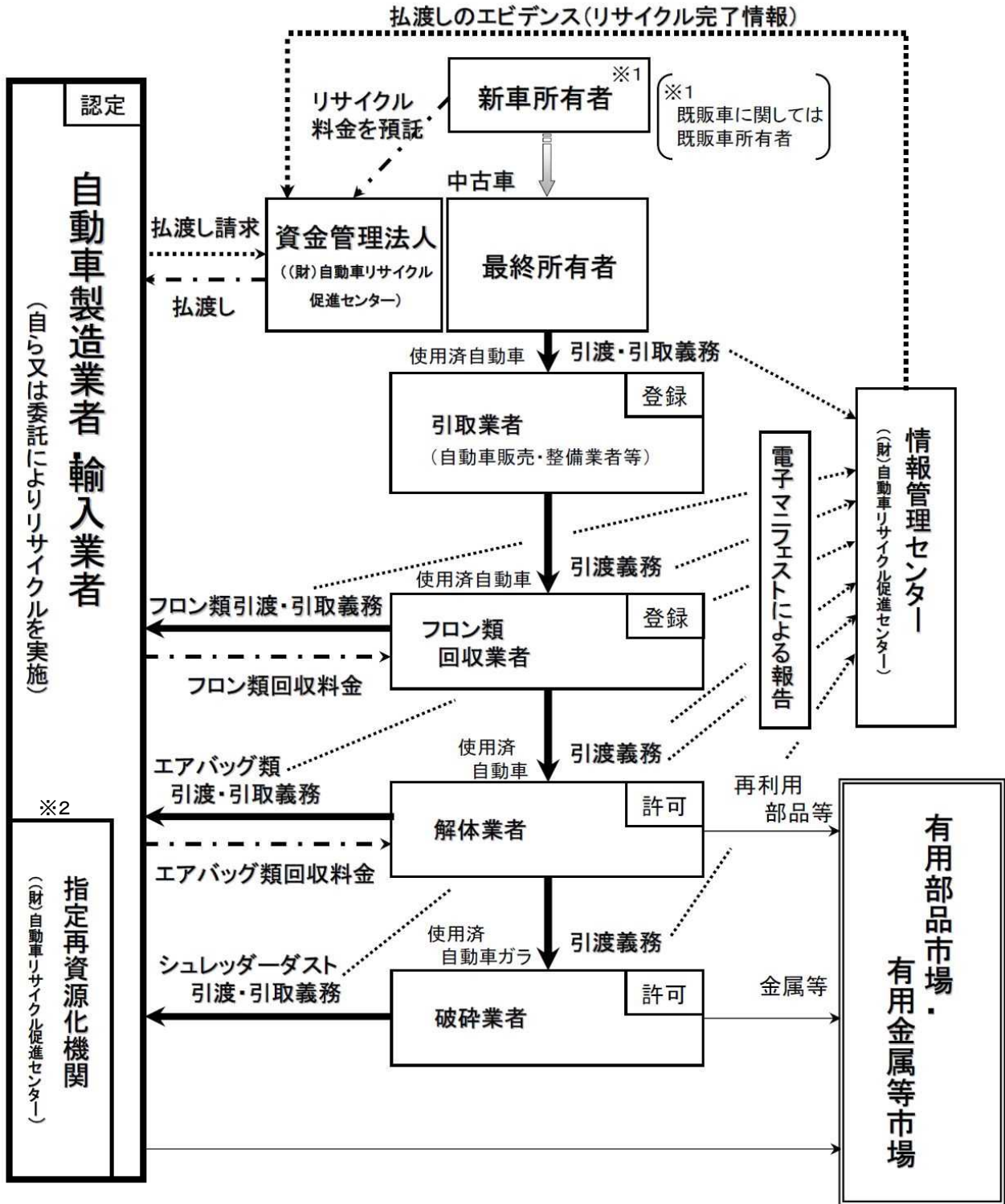
※大分市内で自動車リサイクル法に関する業務を行う場合は下記にお問い合わせください。

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号 大分市環境部廃棄物対策課 TEL 097-537-7953

Ⅶ 許可申請書様式集

<u>使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図</u>	<u>33</u>
<u>解体業許可(許可の更新)申請書(様式第五)</u>	<u>34</u>
<u>申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面</u>	<u>37</u>
<u>解体業変更届出書(様式第七)</u>	<u>38</u>
<u>解体業廃業等届出書</u>	<u>39</u>
<u>事業計画書及び収支見積書(様式1)(解体業)</u>	<u>40</u>
<u>破砕業許可(許可の更新)申請書(様式第八)</u>	<u>42</u>
<u>申請者が法第69条第1項第2号に適合する(法第62条第1項第2号に該当しない)ことを誓約する書面</u>	<u>45</u>
<u>破砕業の事業の範囲の変更許可申請書(様式第十)</u>	<u>46</u>
<u>破砕業変更届出書(様式第十一)</u>	<u>49</u>
<u>破砕業廃業等届出書</u>	<u>50</u>
<u>事業計画書及び収支見積書(様式1)(破砕業)</u>	<u>51</u>
<u>解体業者申請書等記載例</u>	<u>53</u>
<u>破砕業者申請書等記載例</u>	<u>61</u>

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



情報の流れ
.....→

使用済自動車等の流れ
————→

金の流れ
- - - - -→

※2 リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関が対応。
その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。

解体業 許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 〒
住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地

名 称		
所 在 地	(郵便番号)	電話番号

事業の用に供する施設の概要

他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限

様式第五（2/3）（規則第五十五条関係）

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

様式第五（3/3）（規則第五十五条関係）

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

申請者が法第62条第1項第2号イから又までに該当しないことを誓約する書面

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足り相当の理由がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

注1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

注2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記①～⑩のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（日本工業規格A列4番）

解体業変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 〒
住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

解体業廃業等届出書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた解体業を廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

解体業を廃業等した許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 届出者との関係
廃業等の理由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産以外の理由により解散 5 許可に係る解体業を廃止
廃業等の年月日	年 月 日

- 備考
- 1 この届出書は、廃業の日から30日以内に提出すること。
 - 2 既に交付を受けている許可証を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（様式 1）

（解 体 業）

年 月 日 現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

（フロー概略図を添付）
業務時間 : ~ : 従業員数 人 休業日

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 解体実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	台 (台)	保管量の上限	台 (台)
現在保管量	台 (台)	現在保管量	台 (台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること

1-6. 年間収支見積書

年 月 日 現在作成

項 目		前年度 (年) (決算月(月))		今年度の見込み (決算月(月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外利益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

破砕業 許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 〒
住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲	
-------	--

事業所の名称及び所在地	
名 称	
所 在 地	(郵便番号) 電話番号

事業の用に供する施設の概要	
---------------	--

当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
--	-----------

他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

様式第八（2/3）（規則第六十条関係）

破砕業を行おうとする事業所以外の 場所で解体自動車又は自動車破砕残 さの積替え又は保管を行う場合に は、当該場所の所在地、面積及び保 管量の上限		
役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執 行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合 に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入するこ と。）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人 である場合に記入すること。）		
名 称		
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名		
住 所	(郵便番号)	電 話 番 号
法定代理人の役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、 取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成 年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

様式第八（3/3）（規則六十条関係）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

- 備考
- 1 △の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

申請者が法第69条第1項第2号に適合する
(法第62条第1項第2号に該当しない) ことを誓約する書面

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又は政令で定める使用人(注2)のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人で政令で定める使用人(注2)のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

注1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

注2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記①～⑩のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(日本工業規格A列4番)

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 〒
住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
住 所	

様式第十（2/3）（規則第六十三条関係）

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名 称		
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名		
住 所	(郵便番号)	電話番号
法定代理人の役員の名義及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

様式第十（3/3）（規則第六十三条関係）

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △の欄は、記入しないこと。
 - 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

破砕業変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 〒
住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

破砕業廃業等届出書

年 月 日

大分県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた破砕業を廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条で準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

破砕業を廃業等した許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 届出者との関係
廃業等の理由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産以外の理由により解散 5 許可に係る破砕業を廃止
廃業等の年月日	年 月 日

- 備考
- 1 この届出書は、廃業の日から30日以内に提出すること。
 - 2 既に交付を受けている許可証を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（様式1）

（破 碎 業）

年 月 日 現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

（フロー概略図を添付）							
業 務 時 間	:	~	:	従 業 員 数	人	休 業 日	

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 破碎実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4. 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台(m ³)	保管量の上限	m ³
現在保管量	台(m ³)	現在保管量	m ³

1-6. 年間収支見積書

年 月 日 現在作成

項 目		前年度 (年) (決算月(月))		今年度の見込み (決算月(月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア(総売上収入)				
経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-ウ				
営業外利益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

解体業 **許 可** 申請書 許可の更新

※許可番号

※許可年月日

令和 00 年 0 月 0 日

大分県知事 殿

申請者 〒870-0000

住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地

名 称	株式会社 大分県 大手町事業所
所 在 地	(郵便番号) 870-0000 大分県大分市大手町三丁目1番1号 電話番号 097-000-0000

事業の用に供する施設の概要

使用済自動車保管場所 000m² 最大保管量 000 台
 解体自動車保管場所 000m² 最大保管量 000 台
 解体作業場 000m² 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有
 燃料採取場所 00m² 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有
 部品保管場所 000m² 屋根有
 廃棄物保管場所 000m² 屋根有
 ニブラ 1 台、運搬車両 3 台(キャリアカー1 台、平ボディ 2 台)
 油水分離槽 2 箇所 (※別紙にまとめて記載してもよい)

他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

〇〇県

0000000000 号(解体業)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

〇〇県

0000000000 号(収集運搬)
0000000000 号(中間処理)

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限

株式会社 大分県 第1保管場所
大分県大分市〇〇町〇番〇号使用済自動車保管場所 000m² 最大保管量 000 台解体自動車保管場所 000m² 最大保管量 000 台

記載例

様式第五（2/3）（規則第五十五条関係）

役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
<small>おおいた たろう</small> 大分 太郎 <small>おおいた はなこ</small> 大分 花子	代表取締役 取締役	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
<small>おおいた じろう</small> 大分 次朗	〇〇支店長	大分県大分市〇〇町〇番〇号

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
<small>おおいた たろう</small> 大分 太郎 <small>おおいた はなこ</small> 大分 花子 <small>おおいた じろう</small> 大分 次朗	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号	〇株(〇%) 〇株(〇%) 〇株(〇%)

様式第五（3/3）（規則第五十五条関係）

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	別紙「標準作業書」のとおり
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

解体業

申請者が法第62条第1項第2号イから又までに該当しないことを誓約する書面

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

注1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

注2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記①～⑩のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 00 年 0 月 0 日

住 所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏 名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（日本工業規格A列4番）

様式第七（規則第五十八条関係）

解体業変更届出書

令和00年 0月 0日

大分県知事 殿

届出者 〒870-0000
住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号氏名 株式会社 大分県
代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

令和00年 0月 0日付け第20443000000号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	役員の変更 代表取締役 <small>おおいた たろう</small> 大分 太郎	代表取締役 <small>おおいた じろう</small> 大分 次郎
変更の理由	役員改選のため。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

解体業廃業等届出書

令和 00年 0月 0日

大分県知事 殿

(郵便番号) 〒870-0000

住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

廃業等届の提出者は
手引きの20Pを参照

令和00年 0月 0日付け第20443000000号で許可を受けた解体業を廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

解体業を廃業等した許可を受けた者	住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号 氏名 株式会社 大分県 代表取締役 大分 太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 届出者との関係 本人
廃業等の理由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産以外の理由により解散 ⑤ 許可に係る解体業を廃止
廃業等の年月日	令和 00年 0月 0日

- 備考 1 この届出書は、廃業の日から30日以内に提出すること。
2 既に交付を受けている許可証を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（様式1）

（解体業）

令和00年 0月 0日 現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

引取業者及びフロン類回収業者（〇〇販売(株)等）から引取りを行った使用済自動車（乗用車及び大型車）を解体し、有用部品（エンジン、ドア、バンパー等）を回収し、中古部品業者及び金属商等に売却する。

解体作業に伴い発生した廃プラスチック類については産業廃棄物処分業者（〇〇産業等）に委託し、破碎処分する。

解体自動車については、〇〇（破碎業者）に引渡を行う。

各作業時間等は別添フローのとおり。（フロー概略図を添付）

（フロー概略図を添付）

業務時間	8:30 ~ 17:30	従業員数	5人	休業日	日曜日・祝日
------	--------------	------	----	-----	--------

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	〇 年度実績 (3年前)	〇 年度実績 (2年前)	〇 年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	480台	510台	500台	600台
主な引取先	〇〇販売(株)	〇〇販売(株)	〇〇販売(株)	〇〇販売(株)

1-3. 解体実績

年 度	〇 年度実績 (3年前)	〇 年度実績 (2年前)	〇 年度実績 (1年前)
年間処理実績	480台	510台	500台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	1.8台/日	1.8台/日	1.8台/日

1-4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
5台/日	280日	1400台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	100台 (台)	保管量の上限	50台 (台)
現在保管量	50台 (台)	現在保管量	20台 (台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること

1-6. 年間収支見積書

令和00年 0月 0日 現在作成

項 目		前年度(00年) (決算月(0月))		今年度の見込み (決算月0月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)	10,000	20,000	15,000	25,000
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)	5,000	10,000	7,000	11,667
その他の経費	ウ	3,000	6,000	4,000	6,667
うち廃棄物処理委託費	エ	1,000	2,000	1,500	2,500
営業利益	オ=ア-イ-ウ	2,000	4,000	4,000	6,667
営業外利益	カ(主に支払利息(注))	1,000	2,000	1,200	2,000
経常利益	キ=オ+カ	3,000	6,000	5,200	8,667
使用済自動車等年間引取台数		500		600	
使用済自動車等年間処理台数		500		600	

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高) (千円)	20,000	17,000

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

破砕業 **許 可** 申請書 許可の更新

※許可番号

※許可年月日

令和 00 年 0 月 0 日

大分県知事 殿

申請者 〒870-0000

住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲

破砕前処理及び破砕処理

事業所の名称及び所在地

名 称	株式会社 大分県 大手町事業所
所 在 地	(郵便番号) 870-0000 大分県大分市大手町三丁目1番1号 電話番号 097-000-0000

事業の用に供する施設の概要

圧縮施設 プレス ○○型(能力 00トン/日) 1基
 せん断施設 ギロチン ○○型(能力 00トン/日) 1基
 破砕施設 シュレッダー ○○型(能力 00トン/日) 1基
 保管場所 (廃車ガラ) 面積 000m² 最大保管量 00台
 (ASR) 面積 000m²
 運搬車両(平ボディ 1台、キャリアカー 1台)
 油水分離槽 00m³ 2箇所
 (※別紙にまとめて記載してもよい)

当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号

令和00年 0月 0日 第 000000000 号

他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

○○県

0000000000 号(破砕業)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

都道府県・市名

許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

○○県

0000000000 号(収集運搬)
0000000000 号(中間処理)


記載例

様式第八（2/3）（規則第六十条関係）

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	株式会社 大分県 第1保管場所 大分県大分市〇〇町〇番〇号 解体自動車保管場所 000m ² 最大保管量 000 台 破砕残さ 000m ²						
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">役職名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> おおいた たろう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子 </td> <td style="padding: 5px;"> 代表取締役 取締役 </td> <td style="padding: 5px;"> 大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号 </td> </tr> </table>	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所	おおいた たろう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子	代表取締役 取締役	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号	
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所					
おおいた たろう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子	代表取締役 取締役	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号					
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">役職名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> おおいた じろう 大分 次朗 </td> <td style="padding: 5px;"> 〇〇支店長 </td> <td style="padding: 5px;"> 大分県大分市〇〇町〇番〇号 </td> </tr> </table>	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所	おおいた じろう 大分 次朗	〇〇支店長	大分県大分市〇〇町〇番〇号	
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所					
おおいた じろう 大分 次朗	〇〇支店長	大分県大分市〇〇町〇番〇号					
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	(ふりがな) 氏 名	住 所					
(ふりがな) 氏 名	住 所						
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td style="text-align: center;">(郵便番号) 電話番号</td> </tr> </table>	名 称		(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名		住 所	(郵便番号) 電話番号	
名 称							
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名							
住 所	(郵便番号) 電話番号						
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">役職名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所				
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所					

記載例

様式第八（3/3）（規則六十条関係）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるときに記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
<small>おおいた たろう</small> 大分 太郎 <small>おおいた はなこ</small> 大分 花子 <small>おおいた じろう</small> 大分 次朗	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号	〇株(〇%) 〇株(〇%) 〇株(〇%)
標準作業書の記載事項		
解体自動車の保管の方法	 <p>別紙「標準作業書」のとおり</p>	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法		
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法		
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）		
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法		
解体自動車の運搬の方法		
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法		
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法		
火災予防上の措置		
△手数料欄		

- 備考
- △の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

破産業

**申請者が法第69条第1項第2号に適合する
(法第62条第1項第2号に該当しない) ことを誓約する書面**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又は政令で定める使用人(注2)のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人で政令で定める使用人(注2)のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

注1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

注2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記①～⑩のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 00 年 0 月 0 日

住 所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏 名 株式会社 大分県
代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(日本工業規格A列4番)

様式第十（1/3）（規則第六十三条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

令和 00 年 0 月 0 日

大分県知事 殿

申請者 〒870-0000
住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏名 株式会社 大分県
代表取締役 大分 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 097-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和00年 0月 0日 第20444000000号
変更の内容	「破砕前処理」から「破砕前処理及び破砕処理」
変更の理由	事業拡大のため
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	破砕施設 シュレッダー ○○型(能力 00トン/日)1基 保管場所 (廃車ガラ) 面積 000m ² 最大保管量 00台 (ASR) 面積 000m ² 運搬車両(平ボディ 1台、キャリアカー 1台) 油水分離槽 00m ³ 2箇所 (※別紙にまとめて記載してもよい)
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	令和00年 0月 0日 第 0000000000 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	株式会社 大分県 第1保管場所 大分県大分市○○町○番○号 解体自動車保管場所 000m ² 最大保管量 000台 破砕残さ 000m ²
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名 住 所

記載例

おおいた たるう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子	代表取締役 取締役	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号
--	--------------	--------------------------------

様式第十（2/3）（規則第六十三条関係）

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
おおいた じろう 大分 次朗	〇〇支店長	大分県大分市〇〇町〇番〇号


法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	住 所
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	(郵便番号) 電 話 番 号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
名 称		
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名		
住 所	(郵便番号)	電 話 番 号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
おおいた たるう 大分 太郎 おおいた はなこ 大分 花子 おおいた じろう 大分 次朗	大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号 大分県大分市〇〇町〇番〇号	〇株(〇%) 〇株(〇%) 〇株(〇%)

様式第十（3/3）（規則第六十三条関係）

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	 <p>別紙「標準作業書」のとおり</p>
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △の欄は、記入しないこと。
 - 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第十一（規則第六十四条関係）

破産業変更届出書

令和 00 年 0 月 0 日

大分県知事 殿

届出者 〒870-0000
住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号氏名 株式会社 大分県
代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

令和 00 年 0 月 0 日付け第 20444000000 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 1 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	役員の変更 代表取締役 <small>おおいた たろう</small> 大分 太郎	代表取締役 <small>おおいた じろう</small> 大分 次郎
変更の理由	役員改選のため。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

破砕業廃業等届出書

令和 00年 0月 0日

大分県知事 殿

(郵便番号) 〒870-0000

住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号

氏名 株式会社 大分県

代表取締役 大分 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-000-0000

廃業等届の提出者は
手引きの 35P を参照

令和 年 月 日付け第 号で許可を受けた破砕業を廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条で準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

破砕業を廃業等した許可を受けた者	住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号 氏名 株式会社 大分県 代表取締役 大分 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 届出者との関係 本人
廃業等の理由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産以外の理由により解散 ⑤ 許可に係る破砕業を廃止
廃業等の年月日	令和 00年 0月 0日

- 備考 1 この届出書は、廃業の日から30日以内に提出すること。
2 既に交付を受けている許可証を添付すること。

事業計画書及び収支見積書（様式1）

（破 碎 業）

令和00年 0月 0日 現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

解体業者から解体自動車を引き取り、シュレディングマシンで破碎後、鉄、非鉄、ASR、に分別する。一部解体自動車をプレスして鉄スクラップ原料とする。分別・処理した物品の扱いは次のとおり。

- ・鉄……電炉メーカーに売却
輸出業者に売却
- ・非鉄……非鉄金属商社に売却
- ・ASR…自動車メーカー等の指定する引取場所に引渡

（フロー概略図を添付）

業務時間	8:30 ~ 17:30	従業員数	5人	休業日	日曜日・祝日
------	--------------	------	----	-----	--------

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	○ 年度実績 (3年前)	○ 年度実績 (2年前)	○ 年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	1200台	1300台	1000台	1500台
主な引取先	解体業者等	解体業者等	解体業者等	解体業者等

1-3. 破碎実績

年 度	○ 年度実績 (3年前)	○ 年度実績 (2年前)	○ 年度実績 (1年前)
年間処理実績	1200台	1300台	1000台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	4.3台/日	4.6台/日	3.6台/日

1-4. 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
10台/日	280日	2800台

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	500台(m ³)	保管量の上限	1000m ³
現在保管量	100台(m ³)	現在保管量	400m ³

1-6. 年間収支見積書

令和00年 0月 0日 現在作成

項 目		前年度(00年) (決算月(0月))		今年度の見込み (決算月(0月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)	30,000	30,000	60,000	40,000
経費	ウ	20,000	20,000	30,000	20,000
	うち廃棄物処理委託費	エ	20,000	3,000	2,333
営業利益	オ=ア-ウ	10,000	10,000	30,000	20,000
営業外利益	カ(主に支払利息(注))	5,000	5,000	15,000	10,000
経常利益	キ=オ+カ	15,000	15,000	45,000	30,000
解体自動車等年間引取台数		1000		1500	
解体自動車等年間処理台数		1000		1500	

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高)	(千円) 20,000	17,000

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。